

○出雲市地域生活支援事業給付費支給要綱

(平成 18 年出雲市告示第 221 号)

改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 115 号 平成 19 年 3 月 30 日告示第 115 号
平成 21 年 4 月 1 日告示第 143 号 平成 21 年 6 月 30 日告示第 286 号
平成 21 年 8 月 1 日告示第 328 号 平成 21 年 12 月 1 日告示第 499 号
平成 23 年 10 月 1 日告示第 394 号 平成 27 年 3 月 31 日告示第 241 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、出雲市地域生活支援事業実施要綱(平成 18 年出雲市告示第 220 号。以下「実施要綱」という。)第 14 条に規定する出雲市地域生活支援事業給付費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 出雲市地域生活支援事業給付費(以下「地域生活支援事業給付費」という。)の支給の対象となるサービス(以下「支給対象サービス」という。)は、次の各号に掲げる事業により提供されるサービスとする。

- (1) 実施要綱第 4 条第 2 項第 2 号に規定するコミュニケーション支援事業
- (2) 実施要綱第 6 条に規定する移動支援事業
- (3) 実施要綱第 7 条に規定する日中一時支援事業
- (4) 実施要綱第 8 条第 2 項第 1 号に規定する障害者生活介護型地域活動支援センター事業
- (5) 実施要綱第 9 条に規定する訪問入浴事業

(対象者)

第 3 条 地域生活支援事業給付費の支給対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出雲市内に住所を有する者(法第 19 条第 3 項の規定により、他市町村が法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスの支給決定を行った者のうち、当該市町村が実施する地域生活支援事業により支給対象サービスと同様のサービスを利用することができる者を除く。)
- (2) 法第 19 条第 3 項の規定により、出雲市が障害福祉サービスの支給決定を行った者のうち、当該居住地の市町村が実施する地域生活支援事業により支給対象サービスと同様のサービスを利用することができないもの

(コミュニケーション事業の費用)

第4条 第2条第1号に規定するコミュニケーション支援事業の実施については、1日につき5時間未満とし、利用時間に応じ別表第1に定める額とする。

(移動支援事業の費用)

第5条 第2条第2号に規定する移動支援事業の実施に係る費用の額は、利用時間に応じ、別表第2に定める額とする。

- 2 同時に2人の介護従業者が1人の利用者に対して介護等を行ったときは、それぞれの介護従業者が行う介護等につき所定の費用を算定する。
- 3 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に介護等を行った場合は、1回につき所定の費用の100分の25に相当する費用を所定の費用に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に介護等を行った場合は、1回につき所定の費用の100分の50に相当する費用を所定の費用に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障がい福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所」という。)が、利用者に対し、介護等を行った場合は、1回につき次に掲げる費用を所定費用に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 特定事業所加算(I) 所定費用の100分の20に相当する費用

(2) 特定事業所加算(II) 所定費用の100分の10に相当する費用

(3) 特定事業所加算(III) 所定費用の100分の10に相当する費用

(4) 特定事業所加算(IV) 所定費用の100分の5に相当する費用

- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は指定障がい福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所(以下、「指定居宅介護事業所等」という。)の居宅介護従業者が介護等を行った場合は、1回につき所定費用の100分の13.5に相当する費用を所定費用に加算する。

(日中一時支援事業の費用)

第6条 第2条第3号に規定する日中一時支援事業の実施に係る費用の額は、利用時間に応じ、別表第3に定める額とする。

(地域活動支援センター事業の費用)

第7条 第2条第4号に規定する地域活動支援センター事業の実施に係る費用の額は、利用時間に応じ、別表第4に定める額とする。

(訪問入浴事業の費用)

第8条 第2条第5号に規定する訪問入浴事業に係る費用の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 利用者に対して、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）1人及び介護職員2人が訪問入浴介護を行った場合、1回につき12,340円を算定する。
- (2) 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治医の意見を確認した上で、介護職員3人が訪問入浴介護を行った場合、1回につき11,720円を算定する。
- (3) 訪問時の利用者の心身の状態等から全身入浴が困難な場合であつて、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、1回につき8,640円を算定する。

(支給額)

第9条 地域生活支援事業給付費の額は、第4条から前条までの規定に基づき算出した費用の額の100分の90に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第5項に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対する加算及び実施要綱第6条第2項第2号に規定するグループ支援に係る地域生活支援事業給付費の額は、第4条の規定に基づき算出した費用の額の100分の100に相当する額とする。

(申請)

第10条 地域生活支援事業給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、出雲市地域生活支援事業給付費支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に第16条第1項に規定する負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 第2条第3号に規定する日中一時支援事業並びに同条第4号に規定する障害者生活介護型地域活動支援センター事業を利用しようとする者は、障害支援区分の認定を受けなければならない。

(決定)

第11条 市長は、前条の申請書を受領したときは、対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、速やかに地域生活支援事業給付費の支給の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、地域生活支援事業給付費の支給を決定したときは、申請者に対し地域生活支援事業給付費支給決定通知書(様式第2号)及び地域生活支援事業受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。
- 3 市長は、地域生活支援事業給付費を支給しないことと決定したときは、申請者に対し地域生活支援事業給付費支給却下決定通知書(様式第4号)を交付しなければならない。

(利用の変更等)

第12条 前条の規定により地域生活支援事業給付費の支給の決定を受けた利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに受給者証を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住所の変更等、支給決定事項に変更が生じたとき。
- (2) 支給対象サービスの利用について、変更を希望するとき。
- (3) 利用者の都合により、支給対象サービスの利用を必要としなくなったとき。
- (4) 死亡又は市外に転出し、利用資格を喪失したとき。

2 第10条及び前条の規定は、前項に規定する変更の申請及び決定又は却下の通知について準用する。

3 市長は、前項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(事業者の届出)

第13条 支給対象サービスを提供する事業者は、次の各号の規定に適合するものとする。

- (1) コミュニケーション支援事業 法第5条第2号に規定する居宅介護又は同条第3号に規定する重度訪問介護について、法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている又はそれに準じたサービス提供体制を整えていること。
- (2) 移動支援事業 法第5条第2項に規定する居宅介護又は同条第4項に規定する行動援護について、法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている又はそれに準じたサービス提供体制を整えていること。
- (3) 日中一時支援事業 法第5条第6項に規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス、同条第8項に規定する短期入所のいずれか1以上のサービスについて、法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている又はそれに準じたサービス提供体制を整えていること。
- (4) 地域活動支援センター事業 法第5条第6項に規定する生活介護について、法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている又はそれに準じたサービス提供体制を整えていること。
- (5) 訪問入浴事業 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第3項に規定する訪問入浴介護について、同法第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けている又はそれに準じたサービス提供体制を整えていること。

2 支給対象サービスを提供しようとする者は、出雲市地域生活支援事業サービス提供事業者届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例
- (2) 事業所の平面図
- (3) 事業所管理者の氏名、経歴及び住所
- (4) 運営規程
- (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決措置の概要
- (6) 当該事業従事者の勤務体制及び勤務形態
- (7) 欠格事項に該当しない旨の誓約書
- (8) 当該事業に係る資産状況(貸借対照表等)
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) 損害保険加入証書の写し
- (11) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
(事業者の登録)

第14条 市長は、前条の届出を受理したときは、届出事項を審査し、速やかに事業者の登録の適否を決定するものとする。

2 市長は、届出事業者の登録を決定したときは、当該届出事業者に対し出雲市地域生活支援事業サービス提供事業者登録通知書(様式第6号)を交付しなければならない。

3 市長は、届出事業者の登録をしないことと決定したときは、当該届出事業者に対し出雲市地域生活支援事業サービス提供事業者登録却下決定通知書(様式第7号)を交付しなければならない。

(登録の変更等)

第15条 前条の規定により登録の決定を受けた事業者(以下「登録時業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 代表者、所在地の変更等の登録事項に変更が生じたとき。
- (2) 提供するサービスの内容について、変更を希望するとき。
- (3) 登録したサービスを実施しなくなったとき。

2 第12条及び前条の規定は、前項に規定する変更の届出及び決定又は却下の通知について準用する。

(利用者負担上限月額)

第16条 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が同一の月に受けた支給対象サービスに要した費用の額の合計額から、第8条第1項の規定により算定された当該同一の月における地域生活支援事業給付費の合計額を控除して得た額の上限額(以下「負担上限月額」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項の規定に準ずる額とする。

- 2 支給決定障害者等が同一の月に受けた支給対象サービスの利用に要した費用の額の合計額から、第9条第1項の規定により算定された当該同一の月における地域生活支援事業給付費の合計額を控除して得た額が、前項に規定する負担上限月額を超えるときは、第9条第1項の規定にかかわらず、当該同一の月における地域生活支援事業給付費の額は、第4条から第8条までの規定により算定した費用の額から前項に規定する負担上限月額を控除した額とする。

(地域生活支援事業給付費の請求及び受領の委任)

第17条 支給決定障害者等が登録事業者から支給対象サービスを受けようとするときは、出雲市地域生活支援事業給付費に関する委任の届出書(様式第8号。以下「委任届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する委任届出書を提出した支給決定障害者等が登録事業者から支給対象サービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該登録事業者に支払うべき当該支給対象サービスに要した費用について、地域生活支援事業給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり当該登録事業者等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し地域生活支援事業給付費の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、登録事業者から地域生活支援事業給付費の請求があったときは、内容を審査の上、支払うものとする。

(地域生活支援事業給付費の特例)

第18条 市長は、支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由により支給対象サービスに要した費用を負担することが困難であると認めるときは、地域生活支援事業給付費の額を第4条から第7条までの規定に基づき算出した費用の額の100分の90を超えて100分の100以下の範囲内において市長が別に定める割合に相当する額とする。

- (1) 支給決定障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき
- (2) 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき

- (3) 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき
- (4) 支給決定障害者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき
(出雲市地域生活支援事業高額障害福祉サービス費)

第 19 条 市長は、支給決定障害者等が利用した令第 19 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び介護給付等対象サービス並びに支給対象サービスに要した費用の合計額から、同条第 2 項に規定する当該費用につき支給された介護給付費等及び介護給付等並びに地域生活支援事業給付費の合計額を控除して得た額が、高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、当該支給決定障害者等に対し、出雲市地域生活支援事業高額障害福祉サービス費(以下「高額障害福祉サービス費」という。)を支給する。

- 2 高額障害福祉サービス費は、令第 20 条第 1 項の各号に規定する額に、同一の世帯に属する支給決定障害者等(令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。)が同一の月に受けた支給対象サービスに係る第 16 条の規定により算定された地域生活支援事業給付費の額に 90 分の 100(第 18 条の規定が適用される場合にあつては、100 分の 100 を市長が別に定める割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該支給対象サービスにつき支給された地域生活支援事業給付費の合計額を控除して得た額を合算した額を利用者負担世帯合算額として算定するものとし、その算定の方法は、法第 33 条に規定する高額障害福祉サービス費の算定方法に準ずるものとする。

(高額障害福祉サービス費の支給申請)

第 20 条 高額障害福祉サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、出雲市地域生活支援事業高額障害福祉サービス費支給申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、前条に規定する高額障害福祉サービス費の算定に必要な書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、高額障害福祉サービス費の支給の決定をし、出雲市地域生活支援事業高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書(様式第 10 号)により申請者に通知し、助成金を支払うものとする。

(個人情報保護)

第21条 登録事業者は、支給対象サービスを提供するにあたって、利用者の身上、家庭等に関して知り得た個人情報を第三者に提供し、開示し、又は漏えいしてはならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(出雲市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の廃止)

2 出雲市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成17年出雲市告示第90号)は、廃止する。

(経過措置)

3 次の各号に掲げる期間に受けた第2条第2号に規定する訪問入浴事業に係る地域生活支援事業給付費の額は、第8条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 平成18年10月1日から平成19年3月31日まで 利用1回につき第7条に規定する額から400円を控除して得た額

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 利用1回につき第7条に規定する額から700円を控除して得た額

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 利用1回につき第7条に規定する額から1,000円を控除して得た額

(斐川町の編入に伴う経過措置)

4 斐川町の編入の日の前日までに、編入前の斐川町障がい者地域活動支援センター事業実施要綱(斐川町内規)、斐川町移動支援事業実施要綱(斐川町内規)、斐川町日中一時支援事業実施要綱(斐川町内規)又は斐川町身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱(斐川町内規)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日告示第115号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第115号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日告示第 143 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 30 日告示第 286 号)

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 1 日告示第 328 号)

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 1 日告示第 499 号)

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 1 日告示第 394 号)

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 241 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

コミュニケーション支援事業

時 間	費 用
30 分未満	750 円
30 分以上 1 時間未満	1,500 円
以後 30 分ごとに	750 円を追加

別表第 2(第 5 条関係)

移動支援事業の費用

区 分	時 間	費 用
身体介護が必要な場合	30 分未満	2,450 円
	30 分以上 1 時間未満	3,880 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,640 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,440 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,240 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,040 円
	以後 30 分ごと	800 円を加算

身体介護を必要としない場合	30分未満	1,010円
	30分以上1時間未満	1,890円
	1時間以上1時間30分未満	2,640円
	1時間30分以上2時間未満	3,310円
	以後30分ごと	670円を加算

※ 算定時間は、30分単位とし、20分未満は切り捨て、20分以上は切り上げるものとする。

別表第3(第6条関係)

区 分	時 間	障害支援区分	費 用
障害者	4時間未満	区分6	2,230円
		区分5	1,900円
		区分4	1,570円
		区分3	1,410円
		区分2	1,230円
		区分1	1,230円
	4時間以上8時間未満	区分6	4,460円
		区分5	3,790円
		区分4	3,130円
		区分3	2,820円
		区分2	2,460円
		区分1	2,460円
	8時間以上	区分6	6,690円
		区分5	5,690円
		区分4	4,700円
		区分3	4,220円
		区分2	3,690円
		区分1	3,690円
障害児	4時間未満	区分3	1,900円
		区分2	1,490円
		区分1	1,230円
	4時間以上8時間未満	区分3	3,790円
		区分2	2,980円
		区分1	2,460円
	8時間以上	区分3	5,690円
		区分2	4,460円
		区分1	3,690円
重症心身障害者(児)(※)	4時間未満		6,020円
	4時間以上8時間未満		12,040円
	8時間以上		18,050円

送迎加算(片道)		540 円
----------	--	-------

※ 医療機関である届出事業所で日中一時支援事業を行った場合

別表第 4(第 7 条関係)

障害者生活介護型地域活動支援センター事業の費用

時 間	費 用
4 時間未満	2,500 円
4 時間以上 6 時間未満	3,750 円
6 時間以上	5,000 円
食事提供加算(1 日につき) (平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 5 の 7 の注に規定する利用者に準ずるものを対象とする。)	300 円

様式第 1 号(第 10 条関係)

出雲市地域生活支援事業給付費支給申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 11 条関係)

出雲市地域生活支援事業給付費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業受給者証

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

出雲市地域生活支援事業給付費支給却下決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 13 条関係)

出雲市地域生活支援事業サービス提供事業者届出書

[別紙参照]

様式第6号(第14条関係)

出雲市地域生活支援事業サービス提供事業者登録通知書

[別紙参照]

様式第7号(第14条関係)

出雲市地域生活支援事業サービス提供事業者登録却下決定通知書

[別紙参照]

様式第8号(第17条関係)

地域生活支援事業給付費に関する委任の届出書

[別紙参照]

様式第9号(第20条関係)

出雲市地域生活支援事業高額障害福祉サービス費支給申請書

[別紙参照]

様式第10号(第20条関係)

出雲市地域生活支援事業高額障害福祉サービス費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]